明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年六月九日

埼玉県狭山市柏原六五四番地八

株式会社ソマールゴム

代表取締役　尾池　重孝

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年六月九日

東京都中央区銀座二丁目七番一八号

株式会社英國屋

代表取締役　小林　英毅

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年六月九日

東京都文京区西片一丁目一番一五号

菱岡産業株式会社

代表取締役　岡戸　重典

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年六月九日

富山県南砺市松原新一五一七番地

合同織物株式会社

代表取締役　前川邦之助

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年六月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年六月九日

兵庫県相生市旭一丁目一九番四七号

寿鉄工株式会社

代表取締役　森下　博和

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年六月九日

広島県江田島市江田島町中央二丁目二九番一号

江能郵便逓送株式会社

代表取締役　住岡　齋

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年七月二十日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年六月九日

宮崎県延岡市古川町八二番地一

木村産業株式会社

代表取締役　木村　健一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である大浦裕太が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年六月九日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一九番一二号

MANAHO　PTE・LIMITED

日本における代表者　大浦　裕太

限定承認公告

本籍山梨県笛吹市御坂町上黒駒二九五三番地、最後の住所山梨県笛吹市石和町四日市場二〇三一番地四三　ヤングハイツ一〇七

被相続人　亡　廣田　栄造

右被相続人は平成二十九年二月八日死亡し、その相続人は平成二十九年五月三十一日甲府家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月九日

静岡県静岡市清水区河内一七〇番地

相続財産管理人　岩崎　広美

限定承認公告

本籍沖縄県国頭郡東村字高江一三一番地、最後の住所沖縄県国頭郡東村字高江八五番地一六

被相続人　亡　島袋ツル子

右被相続人は平成二十八年十二月二十一日死亡し、その相続人は平成二十九年五月二十九日那覇家庭裁判所名護支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月九日

愛知県名古屋市名東区藤里町一二〇一番地

一―四〇六　限定承認者　松岡さかえ

限定承認公告

本籍大阪府大阪市生野区生野田島町四丁目二四九番地、最後の住所大阪府堺市北区中百舌鳥町六丁目九九八―三中百舌鳥公園団地五号棟九一二

被相続人　亡　木田　髙志

右被相続人は平成二十九年二月二十二日死亡し、その相続人は平成二十九年五月二十九日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月九日

兵庫県西宮市上甲子園三丁目一〇―二四―五〇五　相続財産管理人　堤　薫

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市灘区六甲町三丁目二四番地、最後の住所兵庫県神戸市灘区六甲町五丁目七番一―三〇二号

被相続人　亡　澤本　義夫

右被相続人は平成二十八年十一月七日死亡し、その相続人は平成二十九年五月二十九日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月九日

兵庫県神戸市灘区六甲町五丁目七番一―三〇二号

限定承認者　澤本まゆみ

投資主総会招集及び基準日設定につき通知公告

平成二十九年八月十日に投資主総会を開催いたします。当該投資主総会において議決権を行使することができる投資主を確定するため、平成二十九年六月三十日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載または記録された投資主をもって、議決権を行使できる投資主といたします。

平成二十九年六月九日

東京都中央区日本橋二丁目一番三号

ＳＩＡプライベート投資法人

執行役員　山口　光昭

◉号外　六月九日付第一二二号一六ページ●同日付政府調達第一〇八号三二ページ●二月二十七日付衆会第七号㈠四八ページ●同㈡三七六ページ

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十六年十二月十八日公布法務省令第三十三号（商業登記規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
二下		終りから九	「取締役」	「第六十五条第二項中「取締役」、「第六十八条第一項中「取締役」及び「同条第二項中「取締役」
平成二十九年五月十八日（号外第百四号）財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第一号（遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針）（印刷誤り）				
三下		一六	第5の1(1)	第5の1(2)
平成二十九年五月二十二日（号外第百六号）環境省告示第四十七号（海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件の一部を改正する件）（原稿誤り）				
一八ページ目の改正後欄の表中指定日の項「平成29年　月　日」は、「平成29年5月22日」の誤り。				

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）